

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令」の公布について（通知）

税効果会計に係る会計基準（平成 10 年 10 月企業会計審議会公表。以下「税効果会計基準」という。）の一部が、「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第 28 号）により改正されたことに伴い、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成 19 年厚生労働省令第 38 号。以下「社財規」という。）、医療法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 95 号）及び地域医療連携推進法人会計基準（平成 29 年厚生労働省令第 19 号）について所要の改正を行うため、本日「社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 143 号。以下「改正省令」という。）」が公布されました。

改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正省令の内容について

1 税効果会計に係る会計基準の改正

従前は、税効果会計基準における繰延税金資産又は繰延税金負債の表示区分については、これらに関連した資産・負債の分類に基づいて、繰延税金資産については流動資産又は投資その他の資産として、繰延税金負債については流動負債又は固定負債として表示していたが、今般の「税効果会計に係る会計基準」の一部改正により、平成 30 年 4 月 1 日以後開始する会計年度の期首から、すべてを非流動区分に表示することとされた。

2 社財規等の改正

社財規についても、今般の税効果会計基準の改正に合わせ、繰延税金資産及び繰延税金負債をすべて非流動区分に表示することとし、社財規の規定（第 15 条第 3 項、第 16 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 3 項、第 29 条第 3 項、第 30 条第 1 項、第 31 条第 2 項、第 33 条第 1 項、別表、様式第 2 号）について、所要の改正を行うこと。

また、医療法人会計基準の様式第 1 号及び地域医療連携推進法人会計基準の様式第

1号についても、同様の改正を行うこと。

3 その他

社財規について、その他所要の規定の整備を行うこと。

第2 施行期日等

1 施行期日

改正省令は、公布の日から施行すること。

2 経過措置

改正省令による改正後の社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成31年4月1日以後に開始する会計年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する会計年度に係る財務諸表については、なお従前の例によるものとする。ただし、平成31年3月31日以降最初に終了する会計年度に係る財務諸表については、新規則の規定を適用することができるものとする。

第3 関係通知の改正

改正省令の施行に伴い、下記に掲げる関係通知の一部について、別添のとおり改正すること。なお、この改正は、改正省令の施行日（平成30年12月13日）から施行すること。

- 社会医療法人の認定について（平成20年3月31日医政発第0331008号）・・・別添1
- 医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針（平成28年4月20日医政発0420第5号）・・・別添2
- 地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針（平成29年3月21日医政発0321第5号）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添3

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後						改 正 前					
添付書類 6 1～7 （略） （書類付表 1）～（書類付表 2） （略） （書類付表 3） 保有する資産の明細表						添付書類 6 1～7 （略） （書類付表 1）～（書類付表 2） （略） （書類付表 3） 保有する資産の明細表					
1 総括表						1 総括表					
区 分	業務の 用に 供する 財産	保有財 産	減価償 却引 当特定 預金	特定事 業 準備資 金	その他 の財産	区 分	業務の 用に 供する 財産	保有財 産	減価償 却引 当特定 預金	特定事 業 準備資 金	その他 の財産
流動資産	円				円	流動資産	円				円
現金及び 預金					円	現金及び 預金					円
事業未収 金	円				円	事業未収 金	円				円
有価証券					円	有価証券					円
たな卸資 産	円				円	たな卸資 産	円				円
前渡金	円				円	前渡金	円				円
前払費用	円				円	前払費用	円				円

	その他の流動資産	円				円		<u>繰延税金資産</u>	円				円
	固定資産	円	円	円	円	円		その他の流動資産	円				円
	有形固定資産	円	円			円		固定資産	円	円	円	円	円
	建物	円	円			円		有形固定資産	円	円			円
	構築物	円	円			円		建物	円	円			円
	医療用器械備品	円	円			円		構築物	円	円			円
	その他の器械備品	円	円			円		医療用器械備品	円	円			円
	車両及び船舶	円	円			円		その他の器械備品	円	円			円
	土地	円	円			円		車両及び船舶	円	円			円
	建物仮勘定		円			円		土地	円	円			円
	その他の有形固定資産	円	円			円		建物仮勘定		円			円
	無形固定資産	円	円			円		その他の有形固定資産	円	円			円
	借地権	円	円			円		無形固定資産	円	円			円
	ソフトウェア	円	円			円		借地権	円	円			円
	その他の無形固定資産	円	円			円		ソフトウェア	円	円			円
	その他の資産	円		円	円	円		その他の無形固定資産	円	円			円

有価証券					円
長期貸付金					円
役職員等 長期貸付金					円
長期前払 費用	円				円
繰延税金 資産	円				円
減価償却 引当特定預金			円		
〇〇事業 特定預金				円	
その他の 固定資産	円				円
資産合計	① 円	② 円	③ 円	④ 円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

その他の資 産	円		円	円	円
有価証券					円
長期貸付 金					円
役職員等 長期貸付金					円
長期前払 費用	円				円
繰延税金 資産	円				円
減価償却 引当特定預金			円		
〇〇事業 特定預金				円	
その他の 固定資産	円				円
資産合計	① 円	② 円	③ 円	④ 円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計			
流動資産	円	円	円	円
事業未収金	円	円	円	円
たな卸資産	円	円	円	円
前渡金	円	円	円	円
前払費用	円	円	円	円
その他の流 動資産	円	円	円	円
固定資産	円	円	円	円
有形固定資産	円	円	円	円
建物	円	円	円	円
構築物	円	円	円	円
医療用器械 備品	円	円	円	円
その他の器 械備品	円	円	円	円
車両及び船 舶	円	円	円	円
土地	円	円	円	円
その他の有 形固定資産	円	円	円	円
無形固定資産	円	円	円	円
借地権	円	円	円	円

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計			
流動資産	円	円	円	円
事業未収金	円	円	円	円
たな卸資産	円	円	円	円
前渡金	円	円	円	円
前払費用	円	円	円	円
繰延税金資 産	円	円	円	円
その他の流 動資産	円	円	円	円
固定資産	円	円	円	円
有形固定資産	円	円	円	円
建物	円	円	円	円
構築物	円	円	円	円
医療用器械 備品	円	円	円	円
その他の器 械備品	円	円	円	円
車両及び船 舶	円	円	円	円
土地	円	円	円	円
その他の有 形固定資産	円	円	円	円
無形固定資産	円	円	円	円

ソフトウェア	円	円	円	円
その他の無形固定資産	円	円	円	円
その他の資産	円	円	円	円
長期前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	円	円	円	円
資産合計	⑤ 円	円	円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3～8 (略)

借地権	円	円	円	円
ソフトウェア	円	円	円	円
その他の無形固定資産	円	円	円	円
その他の資産	円	円	円	円
長期前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	円	円	円	円
資産合計	⑤ 円	円	円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3～8 (略)

○「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成28年 4 月20 日医政発0420第 5 号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正後

様式第一号

法人名

※医療法人整理番号

所在地

貸借対照表

(平成 年 月 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	×××	I 流 動 負 債	×××
現金及び預金	×××	支払手形	×××
事業未収金	×××	買掛金	×××
有価証券	×××	短期借入金	×××
たな卸資産	×××	未払金	×××
前渡金	×××	未払費用	×××
前払費用	×××	未払法人税等	×××
その他の流動資産	×××	未払消費税等	×××
II 固 定 資 産	×××	前受金	×××
1 有形固定資産	×××	預り金	×××
建物	×××	前受収益	×××
構築物	×××	〇〇引当金	×××
医療用器械備品	×××	その他の流動負債	×××
その他の器械備品	×××	II 固 定 負 債	×××
車両及び船舶	×××	医療機関債	×××
土地	×××	長期借入金	×××
建設仮勘定	×××	繰延税金負債	×××
その他の有形固定資産	×××	〇〇引当金	×××
2 無形固定資産	×××	その他の固定負債	×××
借地権	×××	負債合計	×××
ソフトウェア	×××	純資産の部	
その他の無形固定資産	×××	科 目	金 額
3 その他の資産	×××	I 基 金	×××
有価証券	×××	II 積 立 金	×××
長期貸付金	×××	代替基金	×××
保有医療機関債	×××	〇〇積立金	×××
その他長期貸付金	×××	繰越利益積立金	×××
役員等長期貸付金	×××	III 評価・換算差額等	×××
長期前払費用	×××	その他有価証券評価差額金	×××
繰延税金資産	×××	繰延ヘッジ損益	×××
その他の固定資産	×××	純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

改正前

様式第一号

法人名

※医療法人整理番号

所在地

貸借対照表

(平成 年 月 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	×××	I 流 動 負 債	×××
現金及び預金	×××	支払手形	×××
事業未収金	×××	買掛金	×××
有価証券	×××	短期借入金	×××
たな卸資産	×××	未払金	×××
前渡金	×××	未払費用	×××
前払費用	×××	未払法人税等	×××
繰延税金資産	×××	未払消費税等	×××
その他の流動資産	×××	繰延税金負債	×××
II 固 定 資 産	×××	前受金	×××
1 有形固定資産	×××	預り金	×××
建物	×××	前受収益	×××
構築物	×××	〇〇引当金	×××
医療用器械備品	×××	その他の流動負債	×××
その他の器械備品	×××	II 固 定 負 債	×××
車両及び船舶	×××	医療機関債	×××
土地	×××	長期借入金	×××
建設仮勘定	×××	繰延税金負債	×××
その他の有形固定資産	×××	〇〇引当金	×××
2 無形固定資産	×××	その他の固定負債	×××
借地権	×××	負債合計	×××
ソフトウェア	×××	純資産の部	
その他の無形固定資産	×××	科 目	金 額
3 その他の資産	×××	I 基 金	×××
有価証券	×××	II 積 立 金	×××
長期貸付金	×××	代替基金	×××
保有医療機関債	×××	〇〇積立金	×××
その他長期貸付金	×××	繰越利益積立金	×××
役員等長期貸付金	×××	III 評価・換算差額等	×××
長期前払費用	×××	その他有価証券評価差額金	×××
繰延税金資産	×××	繰延ヘッジ損益	×××
その他の固定資産	×××	純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

○「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成29年3月21日医政発0321第5号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改正後				改正前			
様式第一号				様式第一号			
地域医療連携推進法人名				地域医療連携推進法人名			
所在地				所在地			
貸借対照表 (平成__年__月__日現在)				貸借対照表 (平成__年__月__日現在)			
(単位：円)				(単位：円)			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部		I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債		1. 流動資産		1. 流動負債	
現金及び預金		支払手形		現金及び預金		支払手形	
事業未収金		買掛金		事業未収金		買掛金	
たな卸資産		短期借入金		たな卸資産		短期借入金	
前渡金		未払金		前渡金		未払金	
前払費用		未払費用		前払費用		未払費用	
その他の流動資産		未払法人税等		繰延税金資産		未払法人税等	
流動資産合計		未払消費税等		その他の流動資産		未払消費税等	
2. 固定資産		前受金		流動資産合計		繰延税金負債	
(1) 有形固定資産		預り金		2. 固定資産		前受金	
建物		前受収益		(1) 有形固定資産		預り金	
構築物		〇〇引当金		建物		前受収益	
医療用器械備品		その他の流動負債		構築物		〇〇引当金	
その他の器械備品		流動負債合計		医療用器械備品		その他の流動負債	
車両及び船舶		2. 固定負債		その他の器械備品		流動負債合計	
土地		長期借入金		車両及び船舶		2. 固定負債	
建設仮勘定		繰延税金負債		土地		長期借入金	
その他の有形固定資産		退職給付引当金		建設仮勘定		繰延税金負債	
有形固定資産合計		〇〇引当金		その他の有形固定資産		退職給付引当金	
(2) 無形固定資産		その他固定負債		有形固定資産合計		〇〇引当金	
借地権		固定負債合計		(2) 無形固定資産		その他固定負債	
ソフトウェア		負債合計		借地権		固定負債合計	
その他の無形固定資産				ソフトウェア		負債合計	
無形固定資産合計		III 純資産の部		その他の無形固定資産			
(3) その他の資産		1. 基金		無形固定資産合計		III 純資産の部	
長期貸付金		2. 積立金		(3) その他の資産		1. 基金	
役員等長期貸付金		代替基金		長期貸付金		2. 積立金	
長期前払費用		〇〇積立金		役員等長期貸付金		代替基金	
繰延税金資産		繰越利益積立金		長期前払費用		〇〇積立金	
その他の固定資産		純資産合計		繰越税金資産		繰越利益積立金	
その他の資産合計				その他の固定資産		純資産合計	
固定資産合計				その他の資産合計			
資産合計		負債及び純資産合計		固定資産合計		負債及び純資産合計	
(作成上の留意事項)				(作成上の留意事項)			
・表中の勘定科目については、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められる科目については、追加することができるものとする。				・表中の勘定科目については、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められる科目については、追加することができるものとする。			